

第6回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年12月14日（金）9:12～10:37

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用特別第2会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、野坂美穂、林いづみ

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、八剣洋一郎

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室内閣参事官

（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者） 国税庁：吉井長官官房審議官

齋藤課税部酒税課酒税企画官

財務省：安掛主税局税制第二課長補佐

国土交通省：久保田大臣官房地方課長

和田大臣官房技術調査課建設技術調整室長

高橋建設業課長

平林建設業政策企画官

総務省：安藤官房総括審議官（情報通信担当）

犬童情報流通行政局情報通信振興課長

諏訪情報流通行政局情報通信振興課長補佐

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・個人事業主の事業承継について（国土交通省、財務省）

2. 関係省庁からのヒアリング

・入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について（総務省、国土交通省）

3. 基本計画のフォローアップについて

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第6回の「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、安念部会長代理、原委員、國領専門委員、濱西専門委員が御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は、議事の1つ目として、個人事業主の事業承継について、取り上げたいと思いま

す。

本件につきましては、第2回の行政手続部会において、事務局より、現状を御説明いただいております。また、前回の部会において、厚生労働省より、ヒアリングを行ったところでございます。

本日は、国土交通省、財務省の皆様にお越しいただいておりますので、委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただきまして、それを受けて、御質問、御議論をお願いしたいと思います。

まずは国土交通省より、手続簡素化に向けた御意見及び今後の進め方について、7～8分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋課長 おはようございます。国土交通省で建設業課長をしております、高橋と申します。

今日は、担当審議官がどうしても外せない公務がございまして、大変失礼をいたします。

それでは、私から、資料1-1-1と資料1-1-2を配らせていただいておりますけれども、建設業関係の許認可手続の関係について、御説明を申し上げたいと思います。

資料1-1-2のパワーポイントで作っております資料、こちらで今の事業承継の取組の状況について、御紹介させていただければと思います。

1ページでございます。これは建設業というよりは、中企庁さんの資料でございますけれども、経営年齢がかなり高齢化していることとか、また、事業承継について、後継者の選定をするまでに、3年以上の一定の期間を要している企業が4割ということで、私どもとしても、これは大きな課題だと考えておるところでございます。

2ページ目をご覧くださいますと、建設投資額の推移と許可業者数等を重ね合わせたグラフにしておりますが、青というか、黒の折れ線グラフのところは許可業者数の推移になってございます。ピーク時は60万業者だったものが、一番右のところ、今、46万5000業者というものが建設業の許可を持っている業者数になりますけれども、このうち、個人事業主が7万8000業者ぐらいという事業者数でございます。

3ページ目のところで、建設企業の倒産、休廃業・解散の動向について、棒グラフにしたものをお配りさせていただいておりますけれども、年間8,000件ぐらいの休廃業等があるという推移でございます。

4ページのところでございますが、私どもの調査で、経営上の課題などをいろいろお聞きしますと、左側のところですが、後継者問題も年々課題に上げる企業が多いということもございますし、また、右側のところをご覧くださいますと、特に規模が小さくなればなるほど、そういったところを課題とする企業さんが多い状況でございます。

5ページ目でございますけれども、事業承継の今の制度の枠組みについて、御紹介させていただきます。建設業の場合は、適正な施工を確保するというので、上のところでございますように、幾つか許可制度で要件を設けております。例えば技術力ということで、業種ごとに一定の技術力がないと、安全な建築物、また土木構造物等、建設でき

ないこととなりますので、営業所専任技術者といって、会社に技術者を置いていただく制度を行っております。

その関係で、下に事業承継を行った場合とございますけれども、法人の場合であれば、企業としての組織体の中で、そうした技術者を確保されておられますので、例えば法人代表者の交代等の場合は、新規許可の取得は不要でございます、届出で足りるような制度になってございます。

一方で、個人事業主の場合は、その方お一人、または家族での経営になりますので、大体的場合は、その方が営業所専任技術者も兼ねていらっしゃるのがほとんどでございますので、許可要件を再度確認する必要があるということで、新たに許可を取っていただいている運用になってございます。

6 ページ目のところとございますけれども、これは私どもの審議会での検討経緯でございますが、今年の2月から、課題について検討しまして、6月に中間とりまとめをまとめていただいております。

7 ページのところとございますが、その内容を書かせていただいております。今、建設業の働き方改革などを進める観点で、7 ページにありますようないろいろな事項について、次期通常国会を念頭に、今、法制度の改正を検討させていただいております。そのうち、右下で赤囲いをしてございますけれども、許可制度の見直しによる持続性確保ということで、例えば経營業務管理責任者の配置要件の見直しとか、事業承継についての事前審査手続の整備、こうしたところについても、審議会から御提言をいただいておりますので、今、その制度化に向けての検討を行っているところでございます。

8 ページをご覧くださいますと、特に事業承継の部分について、赤囲みをさせていただいておりますけれども、あらかじめ一定の手続を受けることで、事業承継の効力の発生日に、自動的に権利義務を承継するような制度を検討できないかということで、御指摘をいただいておりますので、先ほども申し上げましたけれども、次期通常国会を視野に、こうした制度の改正について、内閣法制局等と詰めの議論をしている状況でございます。

私からは、以上でございます。

○高橋部会長 それでは、引き続き、財務省より、7～8分で御説明を頂戴したいと思います。

○吉井審議官 国税庁で長官官房審議官をしている吉井でございます。酒税法の執行や業界振興を担当しております。

今日は、別途制度の方は、主税局の担当も連れてきております。よろしく願いいたします。

国税庁に対しましては、全国商工会連合会より、一般酒類小売業免許について、事業承継の場合は、生前であったとしても、相続による申請手続の場合と同様、簡易な申請でも可能とすることの御要望をいただいているところでございます。

酒類業の健全な発達は、私ども国税庁の任務でありまして、業界振興も大変大事なミッ

ションであると考えているところでございます。その中で、酒類小売業の免許者の円滑な事業承継は、そうした国税庁のミッション、酒類業の健全な発達に資するものとも考えておりますので、この要望を重く受けとめ、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

具体的な内容は、担当の齋藤から御説明申し上げます。

○齋藤企画官 国税庁で酒税企画官をしております、齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、資料1-2-1と資料1-2-2に基づきまして、制度の現状及び対応策につきまして、御説明をさせていただきます。

吉井からもございましたが、酒税法につきましても、法律に関する事項は、財務省主税局、執行につきましても、国税庁が行っておりますので、今回、執行をする立場として、御説明をさせていただきます。

それでは、資料1-2-2を御用意いただけますでしょうか。

6枚目の最終ページになりますが、そちらをご覧いただきたいと思っております。酒税法の第19条におきまして、製造業、または販売業の相続に関する規定が設けられてございます。具体的には、酒類販売業者につきまして、相続があった場合におきましては、引き続き、その販売業をしようとする相続人は、政令で定める手続により、遅滞なく、その旨をその販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならないと規定されてございます。

また、この申告をした相続人が免許を取り消された日から3年を経過していない者であるといった、第10条に規定する者に該当しないときは、当該相続人は、その相続のときにおいて、被相続人が受けていた酒類の販売業免許を受けていた者とみなすと規定されているところでございます。

他方で、事業承継につきましても、酒税法においては、特段の規定は設けられておりませんので、新規に免許を取得する場合と同等の手続書類を提出していただいているというのが現状になります。

次に、いただきました御意見に対する対応案につきまして、御説明をさせていただきます。

資料1-2-1をご覧ください。

平成29年6月9日に閣議決定されました、規制改革実施計画におきまして、行政手続コストを平成32年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会決定に沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとしておりまして、平成30年7月から、酒類の免許申請時における財務諸表の添付省略、あるいは申請書の記載項目の削減を実施させていただいているところであります。

また、酒類の免許申請等に要する事業者への作業時間の計測を行うことを目的といたしまして、アンケート調査を実施しているところであります。その調査結果を踏まえまして、更なる行政手続コストの削減に向けた取組を検討することといたしております。

先ほど吉井からもございましたが、いただいた御要望につきましては、国税庁としても、円滑な事業承継を推進していくために重要な提案であると認識してございます。規制改革推進会議での議論を踏まえまして、執行面として対応可能なものについて、積極的に対応を検討してまいります。

他方で、お示しいただいている改善案、親族内外の承継につきましては、国税庁としても酒類業を所管しており、趣旨には賛同いたしておりますけれども、事業承継の対象となる範囲は、必ずしも明らかではなく、親族であれば、例えば何親等までを対象とすべきであるか、従業員や第三者まで含むことに何らかの問題は生じないのかといった論点もあろうかと承知しておるところでございます。

いずれにいたしましても、業種横断的にお示しいただければ、御議論の結果であるとか、新規に一般酒類小売業免許を取得する者との整合性などの観点も踏まえた上で、検討を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上になります。

○安掛課長補佐 酒税法を所管しております財務省主税局から、補足説明をさせていただければと思っております。

本来であれば、税制第二課長の田原から御説明させていただく予定でございましたけれども、自民党の税制調査会に出席しておりますので、恐縮でございますが、私、課長補佐をしております、安掛から御説明させていただきますが、御容赦をお願いしたいと思います。

先ほど国税庁から御説明がございました対応策に関連しまして、お示しいただいている改善案の例として挙げております、承継規定の法整備につきまして、先ほど国税庁から御説明がありましたとおり、酒類の免許申請手続全般についての行政手続コストの削減につきましては、国税庁において、既に実施に取り組みまして、また、検討を進めておりますところ、本件の御要望につきましても、執行面から積極的に対応を検討していくとの御説明がありました。

財務省主税局としましても、国税庁における具体的な整理、検討の結果を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。すなわち、国税庁から御説明がありましたとおり、対象とする事業譲渡の範囲や新規申請者との公平性等の観点があろうかと思っておりますけれども、これらが整理された上で、酒税の保全上の観点や、最も重要な御要望の御趣旨である事務手続の簡素化をいかに実現するかといった観点から、執行面において、添付書類のあり方などを検討していただいた上で、それを踏まえて検討する必要があると考えております。

なお、酒税法は税制でありますので、改正の場合には、税制改正プロセスにおいて、検討をされることとなります。御要望への対応の具体的な方策につきましては、与党の税制改正プロセスにおいて、検討をいただくこととなりますことを申し上げます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質疑応答をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

佐久間先生、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

私自身が不勉強だということで、確認なのですが、建設業は、そもそも相続による事業承継の規定はないという理解でよろしいですか。

○高橋課長 はい。現行制度ではさようでございます。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

あと、こちらの酒税は、当然あるということなので、私からの質問は、いわゆる相続人がいて、相続人が被相続人の死亡の前に事業承継をするときは、新規の手続が必要だという理解をしています。その確認です。そのときに、なぜそのときは新規免許が必要で、突然死んだ場合は不要としているのか、差の合理性について、お聞きしたいと思います。

○高橋部会長 財務省ですか。

○齋藤企画官 今、御質問いただいた件につきまして、御回答させていただきます。

まず死亡の前の場合に、事業承継の規定があるか、ないかということにつきましては、酒税法において、事業承継の規定はございません。死亡の前に事業承継をすることになりますと、新規の免許の申請の手続は、必要になってくるということでもあります。

死亡の場合は、急に死亡してしまって、それを引き継いでいく必要があるといったことで、酒税法の中で法律として規定がされておるところでございます。通常の実業承継の場合は、一般の新規免許と同じように人的な要件であるとか、経営の要件等々、酒税の保全の観点から審査させていただく必要があるということで、そのような規定になっています。

○高橋部会長 どうぞ。

○佐久間専門委員 今の制度はそうなっているのはわかるのですが、なぜなのかというところを聞いています。わかりやすく言えば、息子さんがいて、全くやる気がない。でも、親が死んだら、その本人の資質なり、やる気は関係なく、自動的に承継される。今度は、生きていうちに、しっかりと自分の息子に承継させたいので、死ぬ前に手続をとるときは、非常に厳しくなるという合理性が何なのかというところを、教えていただければと思います。

○安掛課長補佐 財務省主税局から、御説明させていただきます。

相続の場合につきましては、先ほど御説明がありましたように、相続は予見しようがないものでありますため、免許の空白ができることによりまして、酒税の確実な賦課徴収の影響が大きいということでございまして、赤字の要件を見ずに免許を付与しているということでございます。

事業譲渡の場合につきましては、こういった予期しないということではなくて、計画的に行うことができますので、相続と同じように考えるのは難しいと考えておりまして、制

度を設けていないということでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○佐久間専門委員 突然死んだ場合は、要するに実態を見ずに、ただ、空白を埋めるために認めるということなので、これが相続人ではない人が事業承継する場合は、確かにわかるのですが、相続人たる方が事前にやるときに、なぜそれが違う要件になるのかということがよくわからないのです。

要は相続によれば、どんな状態でも認めるのであれば、つまり相続人と被相続人の間では、余り大きい変更はないだろうという、ある前提に立っていると思うので、そこは被相続人から相続人にいく死亡を原因としない事業承継は、相続と同じ扱いにしてよろしいのではないですかということ、今、その点について聞いています。

○安掛課長補佐 免許制度のお話と絡むのですけれども、一般的なものと異なりまして、酒税の確実な賦課徴収のためにとられた制度でございますので、免許の要件に赤字の事業者でないことといった要件もあります。

相続の場合には、先ほど申し上げたように、相続は予見しようがないものでありますので、免許の空白ができたことによりまして、例えばメーカーから、代金の回収が不安定になるような状況が生じ得るわけですが、上流から下流に流れていく中で、酒税の確実な賦課徴収ができればということなのですけれども、赤字の事業者が引き継ぐことの問題と、免許の空白ができることの問題、そちらを比較衡量しまして、その場合に、免許の空白ができることの問題は、より影響は大きいであろうということと設けておりません。

○高橋部会長 現行制度の説明はよくて、今、問題になっていることについて、そこをどう克服するのかという話をさせていただきたいのです。そういう意味では、赤字の話についても、佐久間専門委員がおっしゃっているけれども、子供さんだったら、事実上、その話は起きないわけです。そういうものを積極的に検討しますということをはっきり言っていたかかないと、話が進まないのではないのでしょうか。

どうぞ。

○齋藤企画官 今、現行法上、整理をさせていただきますと、実際に相続の際に当たりまして、営業の承継が行われていくこととなります。その際に、今の取扱いにいたしますと、酒類販売業者は3親等以内の親族でありまして、その酒類販売業者の販売場で、現にお酒の販売等の業務に従事されている、御子息などは従事されているというケースが多いのだらうと思います。そうした場合に、お父様の同意を得て、酒類販売業者の販売場をそのまま引き継ぐといったような場合につきまして、こうした場合には、経営内容に実態的な変化はないということですので、一定の手続は必要ですけれども、免許の付与はすると取り扱っているところでございます。

○高橋部会長 我々のお話だと、それを届出にしてくださいという話なのです。許可という話にしないで、届出制に変えてくれませんかという話をしているのです。そこはだめなのですか。届出制に変えることについて、何か障害があるのですか。

○齋藤企画官 障害があるかどうかにつきましても、検討していきたいと思います。

○高橋部会長 ですから、これから真面目に検討してくださいと言っているのです。

どうぞ。

○吉井審議官 冒頭も現行制度の趣旨説明に終始してしまったところは、おわび申し上げます。その上で、まず相続と事業承継の違いは何ぞやという御下問でございました。今の制度をつくる時点での整理は、そういうことだったわけですけれども、一方で、人手不足が業界にもあって、いざお亡くなりになったとき、事業を承継しようとするときそれぞれで、税務署の手続が面倒であるという御指摘は、我々も乗り越えていかなければいけないものだと思っています。

ただ、一方で、この制度を悪用して、悪いことをするような輩が出かねないので、そういうことを排除するための仕組みを極力軽くしてくれというお話だと思います。そういう観点に立って、主税局ともよく議論したいと思います。正直なところ、業界にとっても大事な事柄ではあると思っていますので、お時間をいただきたいと思います。

それから、我々執行当局としてお答えをする話ではないですけれども、税制改正プロセスなので、与党との関係がどうしてもあるということも、御承知おきいただきたい。この2点でございます。

○高橋部会長 いつぐらいまでに検討していただけますか。

○吉井審議官 宿題として引き取らせていただけますか。主税局と相談した上で、また御回答したいと思います。

○高橋部会長 回答は、早目にいただけるということですね。

○吉井審議官 なるべく急ぐようにいたします。

○高橋部会長 佐久間専門委員、それでよろしいですか。

○佐久間専門委員 相続人との間であれば、事前の手続は、基本的には相続と同じであっていいと思います。悪いことをする人間も、相続人であれば、その人が悪ければ、死んだときにも悪い人、ある期間で人が変わるということもあるかもしれませんが、基本的にそういう可能性は低いので、それは同じであるべきだと思いますので、よろしく願います。

○吉井審議官 悪いと言っている意味は、いろいろな論点が出てくると思います。事業の円滑な承継、経営の健全な確保も、そういう意味で担保されていることも必要なのです。

○高橋部会長 ですから、論点を整理していただいて、具体的にお願いします。

どうぞ。

○佐久間専門委員 円滑な承継をするというのは、相続で、どこかの会社でサラリーマンをやっている息子がいきなり酒屋さんになるときと、事前に親がいて、監督できるときに承継することとどちらがいいかという観点もあるので、本当の意味だと、もっと逆でもいいぐらいの話だということをご認識すべきだと思います。

以上です。

○高橋部会長 その辺も含めて、早目に検討していただいて、ベースや工程表みたいなものをはっきり出していただければありがたいと思います。

どうぞ。

○八剣専門委員 酒税法の設立、年代とか、すごく昔だったのではないか。酒屋さんの昔と今は全く業態が違って、このような要請はあるのですか。話を聞いていて、本当に思うのです。届出で何も問題はなくて、昔はコンビニでお酒を置くのがすごく大変だったものが、こんなふうになってきていて、酒税法そのものが必要あるのかという議論はあるのですか。

○吉井審議官 今、そこは町の酒屋さんも大変経営が苦しい状態です。それから、コンビニのお酒の売上げも良好かという、ひたすら値段を下げる、薄利多売でやらされてしまっている、そういう意味では、薄利多売でもうけている人と、結果として、今、やり込められてしまっています。ぶっちゃけの説明で申しわけないのですが、大手に押されてしまっている町のかわいそうな酒屋さんが物凄くいます。

この場で小売の方々の切実な思いをお話しするのも何ですが、売上げが10分の1に下がったとか、そういう業者もいるのが、今の小売の実態でございます。

○高橋部会長 国土交通省にお聞きします。今の話もそうなのですが、届出に変えられる範囲があるのではないかと思います。届出に変えることについて、支障があるのでしょうか。

○高橋課長 建設業の場合は、今の御説明資料の最後の5ページを見ていただくと、一口に建設業と言いますが、29の業種に分かれております。例えば大工工事なら大工工事をやる資格があるかどうかとか、電気工事、管工事とか、そういうふうに分かれておまして、それぞれについて、技術者制度を持っておまして、要は適正に施工できる能力がある者でないと、安全に使える建築物とか、構造物をつくることはできませんので、この技術者の確認のところだけは、絶対外せない部分だと考えております。

しかしながら、先ほどもお話ししましたように、承継規定そのものが法律上持っておりませんので、新たに全く別の許可が取り直しになることがございますので、そこはしっかり事前に手続をしていけば、前の許可の範囲の事業を引き継げるような、シームレスに引き継げるような規定を設けたいと考えておるところでございます。

○高橋部会長 事業の許可をもらっていて、技術者だけ変える場合には、どういう手続なのでしょうか。

○高橋課長 先ほどの5ページのところをご覧くださいますと、法人でやっている場合は、現行でも届出で足りるようにしております。これは複数でやっておりますので、別の者が引き継ぐ場合は、届出としております。

今、私が申し上げておりますのは、個人事業主の場合でございますので、ほとんどが大体お一人か、あるいは家族での経営になっておまして、事業主自体が技術者を兼ねてやっておりますので、例えばその方がやめるといいうときに、全く別の仕事をしていच्छ

るお子さんが承継するときは、施工の能力が全くない者が請け負ってやることは難しいと思いますので、技術者の要件のところは、しっかり確保する必要があるのだろうと考えているところでございます。

○高橋部会長 例えば先に息子さんが技術者になって、それで変わるときは、届出で構わないわけですね。

○高橋課長 はい。例えばその息子さんが技術者になってということであれば、それを確認するような手続をします。

○高橋部会長 先に技術者の変更をするのですよね。私は、個人事業主が先に事業承継をするのではなくて、専任技術者だけを息子さんに変えるときに、どんな要件が要るのかという話をしたのです。

○高橋課長 個人事業主ですので、そもそも御本人がそのまま技術者になっています。なので、事業主自体が変わることになります。今は、特に承継制度がないのです。

○高橋部会長 専任技術者は、独自の項目なのではないのでしょうか。

○高橋課長 独自の項目ですけれども、個人事業主は、自然人である個人で事業をされておりますので、その方が変わるということは、許可の要件を満たしていないこととなりますので、その部分の変更のところでは許可の要件を満たしているかどうかは、確認する必要があります。

○高橋部会長 そこは確認する必要があると思うのですけれども、話がずれていまして、後で事務局を通じて、よく確認したいと思います。

結局、そこだけしか見ないという制度は、あり得ないのでしょうか。

○高橋課長 その部分を事前に確認させていただいて、承継をシームレスにいくようなことを法制度で盛り込めないかということで、今、検討させていただいております。

○高橋部会長 他の方、いかがでしょうか。どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

まず国交省の資料1-1-2の最後の8ページの②にあります、現在、御検討中の整備のスケジュールですが、法整備ということでしたけれども、どのくらいまでに整備をされる御予定なのか。整備されたものになったときには、こちらでは、2020年までに20%削減と言っているわけですが、どの程度削減されるかということをお伺いしたいと思います。

財務省なのですけれども、先ほどの御説明の中で、生前の承継の場合、承継の範囲が不明だというお話があったのですが、範囲が不明というのは、譲受人の営業譲渡と考えますと、譲受人の範囲が不明ということなのか、譲渡する対象範囲が不明だとおっしゃるのか、その辺、営業譲渡契約で定めれば、確定はできるものだと思いますし、他の一般の個人事業における営業譲渡と同様で、営業譲渡契約の有効性の問題として確認すれば、足りるようにも思えますので、先ほどの御説明の趣旨を教えてくださいたいと思います。

○高橋部会長 それでは、国交省から、お願いします。

○高橋課長 国土交通省でございます。

今、政府全体としての内閣提出法案の最終的な決定は、通常1月に入って、1月中旬ぐらいになると思いますけれども、私どもとしては、次期通常国会に、ぜひ建設業法の見直しをさせていただきたいということで、今、詰めの調整をしているところでございます。そうになりましたら、次期通常国会での御審議で、どうなるかということだと考えております。

承継の部分の話とは別に、今、御指摘いただきました、書類などの2割の削減については、しっかりとやっていくべく、個々の書類の確認、チェックをやっておるところでございます。

○高橋部会長 国税庁、財務省、よろしく申し上げます。

○齋藤企画官 承継する範囲のお話だったと思うのですが、まず親族である場合には、基本的に特段の大きな問題になることはないのではないかと考えています。

他方で、第三者のような方が入ってくるとなると、酒税の保全の観点から、その者がしっかりした方なのかどうかを判断していく必要があって、それが契約の中でちゃんと担保できているかどうかとか、そういった話は、少し検討をしないといけないという気がします。いずれにしても、あくまでも税の保全の観点から、しっかりとした者に事業承継をしていただく必要があると考えているところでございます。

○高橋部会長 よろしいですか。

○林委員 両方とも御説明いただき、ありがとうございます。

営業譲渡の譲渡される営業の中には、許可があることが1つの価値としてあるわけで、継続したこの地において、酒の販売をずっと行ってきたという一種ののれんのようなものが、許可とセットになっているものとしての価値があるわけですし、それを契約の中で価値があるからこそ、その価値を生かそうとするものが営業譲渡の譲り受け契約をするわけですから、そういった点も考慮して、今の届出か、許可かという、届出であっても、意外とお役所は許可並みの難しい要件を加えるところもあるようなので、実質的に営業譲渡での形での承継がスムーズに行くような形で、御検討いただけないかと思います。

○吉井審議官 手続の点も含めて、よく考えたいと思います。

ただ、1点、齋藤も申し上げましたように、民民の契約をチェックするときに、手続を省いた方がいいのかという、検討の論点として、どうしても対象となる方の切り分けはあるのです。ややチェックをしなくてはいけない人と、ある程度いいだろうとあって、割り切りをいずれ線引きしていかなくてはいけないと思っています。これも論点の1つだと思っていますので、しっかり検討したいと思います。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

最後、国交省に、法案を準備されているということなので、我々の見地から、その中身を精査したいと思いますので、粗々な案でよろしいですが、事務局に御提供いただけますでしょうか。

○高橋課長 事務局と御相談させていただきます。

○高橋部会長 それから、相続については入れていただかないといけないところもあって、突然の死亡で途絶えてしまうと困ります。例えば営業の専任技術者の技術を確認できる場所は存続するとか、その辺のきちとしたところも入れていただかないと困ると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○高橋課長 現行、相続についての規定も設けたいということで、議論しているところでございます。私どもとしては、今、林委員からもございましたけれども、先代がやっていた営業をそのまま引き継げることが大変重要だと思っておりますので、その点を留意しながら、検討をさせていただきたいと思ひます。

○高橋部会長 よろしくお願ひいたします。

済みません、時間がかかってしまいましたが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。引き続き、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(国税庁、財務省、国土交通省退室)

(総務省入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に入りたいと思ひます。

入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について、取り上げたいと思ひます。

本件につきましては、昨年より行政手続部会において取り上げ、総務省・国土交通省に、簡素化に向けた取組を進めていただいているところですが、本日は、その取組状況について、聴取したいと思ひます。

ヒアリングを行うに当たり、事前に議論における論点を資料2-1のとおり、メモにまとめ、総務省・国土交通省に対して、通知をしております。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただきまして、それを受けての御質問、御議論をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○安藤総括審議官 それでは、総務省から、御説明を申し上げたいと存じます。

私どもでは、お手元に、政府電子調達システム等の利便性の向上についてという資料をお配りさせていただいております。

昨年12月及び今年の3月の当部会におきまして、先生方から御指摘等を受けまして、政府電子調達システム等の利便性の向上の取り組み、あるいは行政手続コストの試算を行いましたので、その説明をさせていただきます。

1 ページ目をめくっていただきたいと存じます。既に御案内だと存じますが、物品・役務における入札・契約手続につきましては、競争参加資格申請事務を取り扱います、左側でございます調達総合情報システム、それと、入札・契約事務を取り扱います、右側の政府電子調達システムにより、一連の調達手続が電子化されているところでございます。

2 ページ目でございます。本年3月の部会におきましても、御説明申し上げましたが、利便性向上への対応方針といたしまして、ここに書いてございますが、一番下にございま

すシステム改善の取り組み、それから、一番上でございますが、競争参加資格申請時におきます添付書類の撤廃、真ん中、政府電子調達システムの利便性向上に向けた普及啓発の3点の取組を行っているところでございます。

1. 添付書類の撤廃でございますが、営業経歴書及び誓約書・役員等名簿につきましては、申請書本体に一本化という方向で、実施をすることにしてございます。

登記事項証明書及び納税証明書につきましては、2020年度以降、法人番号等を活用いたしました、行政機関間のバックオフィス連携によりまして、提出不要ということで対応することにしてございます。

財務諸表につきましては、原則不要化に向けて、検討をするということでございます。

2. 政府電子調達システムの利用率の向上の部分でございますが、ここに書いてございますとおり、操作マニュアルの簡易版の作成・周知、あるいはFAQの充実、周知用リーフレットの改訂版の配布、利用者講習会の開催等々の取組を行います。

点線の四角に囲ってございますとおり、KPIに関しましては、2018年度に60%という電子応札率になってございます。実績につきましては、2017年度、52.8%となっておりますが、今年10月末時点の暫定値でございますが、現在、57.2%まで向上している状況でございます。

システムの改善でございますが、順次取り組んでございまして、政府電子調達システムと調達総合情報システムの統合化に向けましても、検討を行っている状況でございます。

めくっていただきまして、コストの削減につきましては、担当課長の犬童から、御説明申し上げたいと存じます。

○犬童課長 3ページに基づきまして、行政手続の削減についての算定を御説明申し上げます。

前回、あらあらの算定をお示ししたと思っておりますけれども、今年の6月に詳細なアンケート調査を行いまして、アンケート対象は、点線の中の※1にありますように、有資格者7,868社にアンケートを送付いたしまして、回答は718社から得られたところでございます。

回答結果をもとに分析したものがその表でございまして、大きく2つに分けて、分析してございます。1. 申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間、2. 添付書類の取得・作成に係る平均所要時間と分けて計算してございます。

まず1. 申請書の様式取得・作成・提出でございますが、一番左の表にありますように、ネット申請と紙、郵送、または持参の申請と2つに分けて計算してございます。

ネット申請は、平均時間ですが、申請様式への入力に44分、添付書類のPDF等への電子化、添付準備が34分、申請が10分、合計88分という数字が出てございます。

一方の紙の場合でございますけれども、窓口等での様式取得・申請書作成に89分、添付書類のコピーが28分、申請のポスト投函、または窓口持参でございますが、37分ということで、154分と出てございます。

図の下の※2にありますように、社内説明用資料の作成とか、決裁等の社内手続に要し

た時間は含んでございません。

真ん中に移りまして、2019年度、先ほど御説明申し上げましたように、来年から、営業経歴書、誓約書等の申請書類の一本化をやりますので、一本化の効果、それから、システム改善で、全角、半角の入力エラーにならないように、自動入力変換というシステム変更と、エラー表示の的確な表示というシステム改善の効果を踏まえまして、ネット申請の申請様式の入力に44分かかっているところを、システム改善の効率化で、約10分の削減ができるだろうと見積もっております。添付書類の5種類のうち、2種類、営業経歴書と誓約書を一本化したということで、14分の減少を見積もっております。一方、紙についても、添付書類が2種類減少するというので、11分の削減になります。

2019年度を見ると、インターネット申請については、88分から64分、紙申請については、154分から143分となると見積もっております。

一番右の2020年度以降でございますが、登記事項証明書、納税証明書の提出不要となると仮定した場合に、添付書類の電子化、添付準備の部分は、ネット申請が14分、紙申請も11分減るということで、ネット申請の場合は、合計で50分、紙申請は132分になると考えてございます。

下の段の添付書類の所得・作成の平均所要時間でございますけれども、一番左の図にありますように、登記事項証明書の取得に53分、納税証明書の取得に59分、営業経歴書の作成に36分、誓約書等の作成に23分、財務諸表の作成に24分ということで、合計195分になってございます。

一番下の※3にありますように、ネット申請、紙申請の全体の平均で出しております。また、書類取得のための役所までの往復時間、役所での手続時間、書類本体の作成時間の合計ということで、先ほどと同様、社内説明用資料作成や決裁等の手続に要した時間は含んでございません。

こちらの添付書類についても、2019年度については、営業経歴書、誓約書等の一本化ということでございますので、まず営業経歴書については、申請書本体に一本化しまして、約7割は記載不要となるということで、作成時間は25分削減できるだろうと見積もっております。

誓約書等については、申請書本体に一本化するのですけれども、記載内容自体は、ほとんど変わっていないということで、若干押印不要ということで、押印をする時間が減少するので、5分減少と見積もっております。トータルで165分になると考えてございます。

一番右の2020年度以降でございますが、バックオフィス連携で、登記事項証明書、納税証明書の写しが不要ということで、それぞれ53分、59分の減少ということで、トータルで53分になると見積もっております。

4ページを見ていただきまして、今の結果をもとに、行政手続のコストの削減を試算したものでございます。一番上ですけれども、現状で、手続件数は7万7008件ということで、右側の※1にありますように、競争参加資格の申請については、3年ごとに定期審査を行

ってございまして、2013年から2015年の3カ年の申請手続件数として、計算してございます。

そのうち、ネット申請が行われているのは61.7%、郵送、または持参で申請される方は38.3%ということで、この数字を使って計算をしております。

あと、金額換算の時間単価については、こちらの事務局で出されている、1時間当たり2,543円という数値を使ってございます。

その結果、作業時間については39万5650時間ということで、金額換算だと10.1億円、1件当たり5.14時間ということで、計算をしております。

2段目の2019年以降の営業経歴書等の申請書の一本化ということとあわせまして、ネット申請の割合が80%と、若干上がったと仮定して計算してございます。

その結果、作業時間については31万4200時間ということで、金額は8億円、1件当たりの作業時間は4.08時間ということでございますので、現状よりは、1件当たり1.06時間削減されるということで、削減率は20.6%と算出してございます。

一番下の登記事項証明書、納税証明書の提出不要化、2020年度以降でございしますが、ネット申請の割合は、若干高目の90%と仮定してございます。

仮定して計算した結果、1件当たりの作業時間が1.85時間ということで、削減時間は3.28時間となり、削減率が63.9%と算出してございます。

なお、一番下の参考に、今、時間のコストの試算を出していますが、時間だけではなくて、民間利用者については、コスト負担として、登記事項証明書、あるいは納税証明書の取得にかかる窓口までの交通費とか、あるいは証明書発行手数料ということを試算してございまして、試算の内訳は、右の四角の中にありますが、アンケートで、交通費の平均値、証明書について、ネット申請の場合は、証明書の手数料は数十円安くなるのですけれども、とりあえずは紙の場合の申請手数料ということで、登記事項証明書は1件当たり600円、納税証明書は400円ということで計算していますが、トータルで1.2億円のコストカットができるのではないかと試算してございます。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、国交省からでしたか。

○谷輪参事官 総務省だけでございます。

○高橋部会長 総務省だけですね。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。いかがでしょうか。

まず2020年度以降に、登記事項証明書や納税証明書について不要とするというお話なのですが、いつまでに、どういう形で削減されるかという、具体的な工程はどうなっていますでしょうか。

○犬童課長 今、IT室でバックオフィス連携関係の行政手続の見直しをやっていまして、

2020年度以降に、納税証明書と登記事項証明書については、削減できるだろうということで作業工程を組んでいまして、それを踏まえた我々の試算になっていますので、工程自体は、IT室からお願いします。

○奥田参事官 登記事項証明書につきましては、今、法務省で検討されておまして、2種類のやり方があると思っております。システム連携の形でデータを取ってくるもの、また、データを閲覧する形で、手続の頻度であるとか、件数、そういったもので、どちらを選ぶかということで、各省に要望を出させて検討する。そのような形でやっております。

納税証明書につきましても、電子化がかなり進んでおまして、そこはもうちょっと具体的にしていかなければいけませんけれども、そこをバックオフィスと連携する形で、今、検討しているということでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○堤専門委員 御説明をありがとうございます。

1点、質問です。これはいわゆる国のものに出すいろいろな添付書類のことを、換算をされているのか。一般的な中小企業は、地方自治体にこういった書類を使うことが多いと思うのですが、今回の総務省様の御説明は、国だけではなく、地方自治体への様々な添付書類等の手続のコスト削減として、出されたものなののでしょうか。教えていただければと思います。

○犬童課長 これは国に対する申請の手続だけということで、考えていただければと思います。

○堤専門委員 そうすると、3分の2以上が削減されても、あくまで国に出すものだけだとすれば、中小企業事業者は、実際には、国への入札参加というよりは、地元の自治体が多くなりますので、恩恵が受けづらい。是非このすばらしい取組を、各地方自治体とも連携できるように進めていただければ、中小企業事業者も国の成果を実感できますので何卒お願いいたします。

以上です。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○犬童課長 今、自治体もあわせて、これもIT室の取りまとめでやっていらっしゃるのですけれども、将来的には、国の手続で出したものと、自治体で使う同じものについては、できれば連携していくという方向で、基本的な方向性は決まっているのですけれども、実際にどうやっていくかということについて、自治体さんもばらばらですので、そのあたりの同一的なやり方というのは、しっかりと検討しなければいけないと思っております。いずれにせよ、やる方向で考えております。

○堤専門委員 特に一番大きな削減になります、登記事項の証明とか、納税証明に関しましては、基本的に変わらないものでございますので、是非この部分だけでも、早く取り組んでいただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 IT室、どうですか。

○奥田参事官 地方に対しても、競争参加資格を大田区に出したら、千代田区にまた出さなければいけなくて、北区にも出さなければいけないというところは、何とかならないかという要望が来ております。

政府内につきましては、例えば総務省に出せば、どこでも大丈夫ということで、統一になっているのですけれども、地方に関しても、その検討は課題だと思っておりますので、しっかり検討していきたいと思っております。

○堤専門委員 よろしく申し上げます。

○高橋部会長 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

ただいまの自治体の関係は、期限を定めて、スピードアップして、常に論点になるところだと思いますので、お進めいただきたいと思います。

先ほど犬童課長からすばらしいプレゼンをいただいて、こんなに削減できるということで、大変期待しているのですが、3ページのところにあるPDF化は、今後も必要なのでしょうか。何でもPDFという日本の今の状況があるのですけれども、それはどうなのでしょう。よそから見ると、少し遅れていると思うのですが、いかがでしょうか。

○犬童課長 2ページの下の参考のシステム改善の取組のところ、添付ファイルの上限サイズの拡大の話とあわせて、前回、林先生からも御指摘いただいた、クラウドを使ってやるという話もございましたので、その仕様設計のこともあわせて、検討してございますので、必ずPDFにしなければいけないということにはならないように、やっていきたいと思っております。

○林委員 ありがとうございます。

せっかくの改革が、ちょっと経つと陳腐化してしまうということにならないように、常に進むようによろしく願いいたします。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 御説明をありがとうございました。

財務諸表なのですけれども、どこかでオンラインで確認する手法ということですが、提出を必ずされているものではないということで、理解してよろしいですか。

○犬童課長 上場企業みたいなどころについては、財務省さんでしたか。

○奥田参事官 金融庁です。

○犬童課長 金融庁さんのEDINETというネットワークがございまして、そちらで確認できるものがありますので、そちらを使うことにもなるのでしょうかけれども、残りの中小企業の方とか、上場されていないところとか、あと、個人事業主をどうするかということでは、もう少し検討しなければいけないと思っています。

○八剣専門委員 私からのお願いというか、アイデアとしては、財務諸表を登録して、一元的に使われるとすれば、登録するインセンティブにもなると思いますので、よろしくお

願います。

○高橋部会長 これはどこにお願いすればいいのですか。

○犬童課長 データベース設計なので、関係省庁とか、IT室さんと相談して検討したいと思います。

○高橋部会長 IT室、そこは貴重な御指摘なので、願います。

○奥田参事官 今、添付書類の削減、撤廃を検討しておりますので、財務諸表も納税証明書などとあわせて、添付書類の一部となっておりますので、そこをどういうふうに削減していくのか、また、連携していくのかということは、検討の課題になっております。

○高橋部会長 是非願います。

ほかはよろしいでしょうか。

そういうことで、非常に典型的な取組をしていただいておりますので、引き続き、来年も精査して、精密にやっていただければいいと思います。

どうぞ。

○佐久間専門委員 細かいことで恐縮ですが、これは別に今回だけではないのですけれども、具体的に削減していただくのは非常にいいのですが、PDF等ということで、PDF以外は、何が許されているのでしょうか。カメラで撮っているようなものも、それに入っているのでしょうか。具体的に言うと、PDFよりも、今だとカメラで撮った方が早いので、その辺、教えていただければと思います。

○諏訪課長補佐 担当の課長補佐の諏訪と申します。

財務諸表のPDF化だけに限らず、画像のもので、例えば収支の結果がわかれば、そういったものでも大丈夫だと思いますので、そのあたりも含めて、検討していければと思っております。ありがとうございます。

○高橋部会長 重要な御指摘をありがとうございました。

それでは、時間がまいりましたので、ここまでとさせていただきます。

総務省の皆さん、どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願います。

(総務省退室)

(国土交通省入室)

○高橋部会長 お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、国土交通省より、資料2-3について、10分以内で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願います。

○高橋課長 それでは、資料2-3について、御説明を申し上げます。

担当課がいますので、それぞれ担当から御説明させていただきます。

最初の紙の①でございますけれども、経営事項審査に係る行政手続コストを図ったところでございます。申請事業者に対するアンケートを抽出で行いまして、それを全体の受審者14万業者に掛け合わせたものになりますが、申請書の作成で32万時間、確認書類の収集

などで30万時間ということで、合計62万時間余と試算をしております。1業者平均でいいますと、ここにありますように、4時間強になると考えております。

以上でございます。

○久保田課長 ②でございます。競争参加資格の申請に関する現状でございますけれども、同様な形で、29年度の行政手続コストにつきましては、申請書の作成で4万3000時間強、添付書類の取得の関係で8万6000時間強、合わせて13万時間ということで、登録者が4万強でございますので、1業者平均としては、記載のとおり、申請書関係が1時間、添付書類関係が2時間、合計3時間強となっております。

ちなみに、こちらの対象は、いわゆる中央公契連の対象機関の中で、競争参加資格の認定を行っている35機関の計算の結果でございます。

以上でございます。

○和田室長 大臣官房技術調査課の和田でございます。

競争参加資格審査におきます、簡易確認型の工事の普及目標ということでございます。現在、簡易確認型につきましては、本年11月21日に有識者の方々に構成されます委員会で、少し議論をさせていただいております、更に拡大を図る検討を進めているところでございます。

今後の取組につきましては、各業者等への聞き取り等も踏まえまして、有識者の会議の中でも、今後、引き続き、議論を行っていく予定でございます、その結果をもとに、具体的な数値目標について、検討をしてみたいと思っております。

○高橋課長 その下の②の経審の関係でございますけれども、こちらにつきましても、事業者とか、許可行政庁の負担の軽減、また、生産性の向上、働き方改革を進めていく観点から、建設産業政策2017+10の有識者会議の提言でございますけれども、この中でも、簡素化・電子申請化を図っていくという提言を受けているところでございます。

具体的に許可行政庁は、大臣許可のほか、都道府県知事の許可もございまして、そうしたところと担当者会議を行いまして、今、簡素化すべき内容の洗い出し作業を行っているところでございまして、ある程度洗い出しのめどをつけた上で、実際の事業者などにも意向を確認しながら、検討をしていきたいと考えております。20%削減という目標をいただいておりますので、これについては、しっかりと実現できるように、引き続き、検討してみたいと考えております。

次のページでございます。許可の申請とか、決算報告の関係の簡素化ということでございます。これについて、29年3月の基本計画で、20%以上を削減目標として設定いただいておりますので、同様に簡素化すべき内容の洗い出し、また、事業者の確認もしながら、しっかりと実現できるように、合理化に努めてまいりたいと考えております。

次のところでございますけれども、公共工事の競争参加資格の関係で、自治体の関係についてということでございます。これは国、県、市町村それぞれ、工事を出す種類とか、

発注金額、規模など、そうしたものが異なっているということで、自治体ごとに競争参加資格を定めてやっているという状況がございます。

一方で、IoT技術の活用とか、書類の簡素化といったことには、国交省でも取り組んでおりますし、また、一部の都道府県においても、管内市町村と連携しまして、共同で受け付けるようなシステムを構築するといった取組も行われておりますので、こうした優良事例の普及を図りながら、手続の合理化、簡素化を促していきたいと考えております。

○久保田課長 次のページでございます。経済団体からの御要望ということで、このページの一番下に参考で付けておりますけれども、具体的には、全国商工会連合会からの御要望で、有効期間の長期化ですとか、資格の更新制ということで、目的としましては、提出書類の作成負担が大きいことが理由になっております。いずれにしても、商工会は、店舗、事務所の経営者の方だと思いますので、土木工事とどのくらい関係があるかはありますけれども、御報告を申し上げます。

②に書いてありますけれども、現在、2年ごとにしております、公共工事の競争参加資格の登録期間の長期化につきましては、企業の経営状況などを等級区分にしっかりと反映していく際に、登録期間の間、反映できないという側面もありますので、このあたりにつきましましては、業界の実情などを踏まえて、慎重に考えていきたいと思っております。

また、入札・契約手続の簡素化に関する対応方針を今年の2月に決めていただいたものに従いまして、私どもとしましては、行政手続コスト、提出資料の作成負担につきましまして、20%以上の削減ということで目標を設定しておりますので、これをきちっと措置してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○高橋課長 次のページの関係でございます。工事経歴書の関係について、経済団体から御要望をいただいているものでございます。先ほどの許可の関係の書類の1つでございますので、今、内容の洗い出し、事業者の確認を行った上で、2割の削減をしっかりと実現できるようにということで、取り組んでいるところでございます。

次のところで、役員などの情報関係の書類ということで、成年被後見人とか、被補佐人、破産者についての確認書類を求めているところでございます。どういう方法で確認ができるのかということになってくると考えておりまして、こうしたことを確認すること自体は、必要だと考えておりますけれども、全体として、書類の簡素化をどういうふうに図っていくかということについて、引き続き、意見をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御質疑をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大崎さん、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

最後の項目の成年被後見人、被補佐人、破産者の話ですけれども、實際上、このような問題が発生して、許可の手續が遅れたり、指導しなければいけなかったケースは、年間どれぐらいあるものなのでしょうか。

○高橋課長 そういう意味では、今、許可の時点で、こういうことが確認できる書類をとっていただいておりますので、某市町村などに証明書類などを事前にとった上で出していると思います。それでどうのこうのということではないと思いますが、その手續の手間が大変だという御指摘だと思いますので、そこは私どもとしても検討していきたいと思います。

○大崎専門委員 わかるのですけれども、常識的にこのような人たちが役員になっているケースは、どのくらいあるのかと思ひまして、ほとんどないのではないかと思います。

○高橋課長 そういう意味では、今、ないことを確認して許可を出していますので、ないと思います。ただ、ないということを確認する手續が大変ではないかという御指摘だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○高橋部会長 いいのでしょうか。この辺は実体論の話になってしまいます。

今の話ですが、どうやって確認するかということで、バックヤード連携をすれば、あえて求める必要はないと思うのです。破産情報は市町村が管理していて、成年被後見人の情報は法務局が管理していて、そういう意味では、行政でバックヤード連携をすれば、要らないのではないかと思いますので、そういうことは考えられないのでしょうか。

○高橋課長 今、部会長からいただいたような方法も含めて、私どもとしても、検討させていただきたいと思います。

○高橋部会長 IT室、いかがですか。

○奥田参事官 バックヤード連携につきましては、まず行政機関、政府機関のところについては、しっかりやっけていこうと思ひていますが、地方については、次のフェーズだと思ひています。地方も含めて、改善のところをどうするのかということもありますので、ハードルがちょっと高いと思ひていますが、そこは当然視野に入れていかなければいけないと思ひていますので、検討をしていきたいと思ひています。

○高橋部会長 成年被後見人は、ぜひ法務省によろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかはいかがのでしょうか。どうぞ。

○堤専門委員 質問というよりは、拝見させていただいての意見です。現状、申請書の作成よりも、添付書類の取得にほぼ倍の時間がかかっているとすると、本来、添付書類は、既知の事であり、他方、申請書類は、事業要件に関して、私どもの会社はこんな風に事業を行っていきますと、提案する書類、ということを見ると、申請書の作成時間の半分以下で、添付書類が整っていくことが望ましいのではと思ひます。既に先生方の御意見でも出ておりますが、国等に提出したものが裏で連携していくという形で、添付書類を整える時間も、コストも、もっと少なくなることをお願ひしてきたいと思ひます。

以上です。

○高橋部会長 お願いですが、よろしいでしょうか。

○高橋課長 御指摘を踏まえて、しっかり検討したいと思います。

○高橋部会長 どうぞ。

○八剣専門委員 先ほどの佐久間専門委員の意見を聞いて思ったのですが、成年被後見人等に登記されていないことをあらかじめ証明して出すとか、破産者で復権を得ないものを証する、証明してから出すということで、手続的になっているみたいなのですが、これに該当する人に余りいないことが事実なのであれば、こういうことには該当いたしませんという誓約書を書かせ、その誓約書がもし虚偽記載であった場合に、かなりのペナルティーを課すようなプロセスはできないのでしょうか。

○高橋課長 現行、誓約書を取った上で、さらに確認書類を求めるということになっておりますので、御指摘も含めて、どういう方法で簡素化できるか、検討をさせていただきたいと思っております。

○八剣専門委員 証明書を取ったら、そこに証明されているのですから、誓約する必要はないです。

○高橋課長 一番手間がかかるのは、市町村から証明書を取るとか、登記事項証明書を取る方が手間はかかると思われますので、御指摘のように、誓約書だけで済みますのかとか、逆に証明書だけで済みますのかとか、その辺、どちらの業務が簡素化されるということも含めて、検討させていただきたいと思えます。

○高橋部会長 どうぞ。

○奥田参事官 今、添付書類の制度設計、法律でも検討させていただいて、各省にお願いしているのは、添付書類自体がそもそも要るのかというところで、その添付書類の中で何を確認しているのか、それによって、どこが必要なのかというところから検討を始めさせていただいております。各省には、そういった形でお願いしておりますので、そこは全体的な流れでそういった形になります。添付書類をどうやって廃止しましょうかというのは、根本的なところで何が必要なのか、何を確認しなければいけないのかというところから、検討しているところでございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

資料2-3の4ページ、入札・契約の(4)経済団体からの要望事項の中で、公共工事の競争参加資格の申請にあたり、地方自治体ごとに書類等が違うということに関して、国土交通省として、こういった負担の軽減の観点から取り組む考えはあるかという論点に対する回答なのですが、一番最後に「今後も上記のような取組が全国的に普及することが必要と考えている」と書かれています。

これはつまり、国土交通省としては、この問題について、取り組むことができない、これは地方公共団体の問題であるとの回答だと理解してよろしいのでしょうか。

○高橋課長 制度的な話を申し上げれば、地方自治法の中の入札・契約手続に従って、自治体さんで取り組んでいらっしゃると思います。私どもは、入札制度などで改善を求めるときは、総務省さんと一緒になって、連携して、連名でいろいろ要請文を出させていただいたりとか、そういうことはさせていただいておりますので、あくまで自治体の手続にはなりますが、こういうやり方もあるとか、そういうことを参考で御紹介しながら、簡素化を促していくということは、私どもしても、しっかり取り組ませていただきたいと思います。

○高橋部会長 そうすると、これは総務省と連携してやっていただけるとのことですね。

○高橋課長 検討させていただきたいと思います。

○高橋部会長 ほかにいかがでしょうか。

いろいろと取り組んでいただいている。ちょっと意識がずれているので、やむを得ないと思うのですが、御説明としては、削減策を検討していきたいということですが、いつまでに、どういう形で、どういう方策で削減していくというめどを出していただけるのか、そこはいかがなのでしょう。

○高橋課長 それぞれ2020年までに目標の期限があると思いますが、当然しっかり順守できるようにと考えております。現状としましては、簡素化手続の内容の洗い出しをして、事業者とか、許可行政庁にも確認する必要があると思っておりますので、今後、そうしたところも、一つ一つ確認していきながら、なおかつ2割を達成できるようにということで、検討させていただきたいと思っております。

○高橋部会長 具体的に克服するべき障害とか、見えてこられましたか。

○高橋課長 例えば工事経歴書とか、そういったものを求めるのは、6枚目ぐらいにございましたけれども、どういう観点で求めているかといいますと、許可の申請書類は、工事経歴書の閲覧に付しております。例えば建設の請負を出そうという方で、民間とか、個人の方は、しっかりしている業者をお願いしたいということで、どういう実績を持っている業者かどうかを確認されたりすることがございます。そういう観点でこういうものを求めています。

ただ、御指摘いただいておりますように、7割を超えるような部分まで求める必要が本当にあるかどうかとか、そういうところで合理化できる部分もあると思っておりますので、そういう見地で検討させていただきたいと考えております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

20%削減に向けて、しっかり御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、お時間がまいりましたので、ここまでとさせていただきたいと思っております。

お忙しいところ、ありがとうございました。

(国土交通省退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思っております。

各省庁に策定していただきました、行政手続簡素化に向けた基本計画の見直し及びフォ

ローアップの方針について、議論を行いたいと思います。

まずは事務局より、方針案について、御説明をお願いしたいと思います。

○谷輪参事官 資料3-1という1枚紙に沿って御説明させていただきます。

基本計画の見直し及びフォローアップについての案になります。

1、平成29年3月の2020年3月までに行政手続コストの20%以上削減という内閣総理大臣指示を受け、各省において、行政手続コスト削減のための措置が具体化しつつある。取組期限まで1年ほどとなったところであるが、目標達成のためには、これまでの取組状況を確認するとともに、未着手の事項、取組の積み増しが必要な事項につき、引き続き、しっかりチェック&レビューを行う必要がある。

このため、各省に基本計画改定、前回30年3月にしていただきましたので、それ以降の取り組みを反映させた基本計画の再改定を求め、平成30年度における行政手続コストの計測結果とともに、報告を求めることとする。

基本計画（再改定）では、基本計画において、取り組むこととされていた事項につき、取組の進捗を踏まえて、記載を追加・改定するほか、平成30年3月以降の政府方針・政府決定、以下にいろいろ書いてありますが、それらを踏まえた各省における対応、行政手続部会における指摘事項を踏まえた対応、その他、行政手続コスト削減に資する、各省における取組につき、記載を追加・改定するものとする。

3でございますが、基本計画（再改定）及びコスト計測の提出期限は、2月15日とする。提出された基本計画のうち、取組の具体化が遅れているもの、基本計画からは、取組の具体的内容が明らかではないもの、対策の積み増しが必要と考えられるものなどにつき、行政手続部会では、ヒアリングを行うものとし、必要に応じ、基本計画の再修正を求めるところとなっております。

○石崎参事官 資料3-2、経済団体の意見に対する対応状況ということでございます。

経済団体名、意見の内容、それに対して、対応策として各省からの御回答、回答省庁、年明け以降、部会で取り上げる事項につきまして、新たに取り上げる事項については◎、基本計画のフォローアップ等において、取り上げる事項については○としております。これまでの部会の対応として、基本計画に記載済みのもの、それから、部会において取上げ済みのもの、未対応のものという分類をさせていただいております。

具体的な内容については、各委員、専門委員に、事前に御説明させていただいた内容を反映させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上であります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 個人事業主の事業承継のことについて、すごく素人っぽい質問で、大変

恐縮なのですがけれども、6種類等の種類分けが書かれているのですがけれども、正直に申し上げて、酒類業の問題とか、クリーニング業の問題と、建設業の許可の問題を同列に議論していいものなのではないでしょうか。

何を言っているかという、何かの建築に向けての安全性を確保するという観点から、そもそも事業承継を余り簡単にさせてはいけないみたいな要素があるようなものと、すごく事業承継を簡素化するのが、明らかに思われているものが混ざっているような気がするのですが、そんなことはないのでしょうか。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○石崎参事官 まさに本日の御議論をいただいたとおりで、そういった観点もあると思ひまして、各省庁でヒアリングをしていただいているところでありまして、それぞれの事情については、ヒアリングの中で聴取して、行政手続部会としてのお考えをまとめていただこうと思っております。

○八剣専門委員 私の質問は、全国商工会連合会、日本商工会議所、複数のところから、この6つが上がっているということです。上がっている方は、当然のことながら、建設業等に関しても、簡素化した方がいいという論調のわけです。その根拠はどこにあったのですか。

○石崎参事官 この前、行政手続部会でも御議論いただいたとおりで、基本的には、個人事業主が相当高齢化している中で、現状においては、新規の許認可と同じような許可を取らなければならないということで、全国商工会連合会や日本商工会議所で、会員の御要望をいろいろ聞いたところ、こういった要望があるということは、意見の内容として出てきているということでありまして、意見の内容自体は、我々が整理したというよりは、業界団体の要望を列記したという位置づけになっております。

○八剣専門委員 申請する側としては、何もかも簡単な方がいいという気はするのですが、その根拠は、申請する側もそれなりに明示していただかないと、危険なものが混じり込んでいる可能性はないかというのは、あらかじめスクリーニングをする必要はあるのではないかと思うのです。

○高橋部会長 そういう御懸念もあると思いますが、一応横並びでやってみて、そういう具体的な懸念については、各省にきちっと主張していただく。各省が基本的にその部分が一番よくわかっていると思いますので、そこで主張していただいて、横並びとして、どこまでできるのかということ、我々は考えましょうということです。

そういう意味では、国交省は、部分的相続みたいなことについても、考えたいというお話もされてきましたので、そういうところで、レベルは下がっても、全体として少しずつ簡素化に向けて動かしていきましょうというスタンスだと思います。どうもありがとうございました。各省と詰めるときには、そういうところをはっきりさせていただくことだろうと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。ある程度一連の御説明があったと思ひ

ますので、そういうことでよろしくお願ひいたします。

それでは、こちらの方針を行政手続部会の決定とさせていただきます。

本日の議題は以上です。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程は、後日、連絡させていただきます。

本年として、行政手続部会は、本日で終了ということでございます。

○高橋部会長 これにて会議は終了いたします。

なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がありますので、そのままお残りいただければと思います。よろしくお願ひします。